

鹿沼市墓地使用条例の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市墓地使用条例の一部を改正する条例

鹿沼市墓地使用条例（昭和 39 年鹿沼市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、遺骨又は遺品」を削る。

第 3 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(使用の資格)」を付し、同条中「(4 号墓地を除く。)」を削り、「本市に引き続き 6 月以上住所を有する者」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 本市に引き続き 6 月以上住所を有する者であること。
- (2) 本人及び本人と同一の世帯に属する者に使用することができる墳墓等がないこと。
- (3) 埋蔵しようとする焼骨を有していること。

第 3 条の 2 を削る。

第 4 条中「使用の許可」を「第 1 条の 2 の規定による許可（以下「使用許可」という。）」に改める。

第 7 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 墓地の清掃等に要する費用（以下「清掃手数料」という。）を 5 年分滞納したとき。

第 7 条第 2 項中「ときは、使用者」を「者」に、「原形」を「原状」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、第 1 項の規定により使用許可を取り消された者（以下この項において「義務者」という。）が、前項の規定による原状回復を行わないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより、自ら原状

に復し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

第 1 1 条第 1 項を次のように改める。

墓地を使用しようとする者は、使用許可と同時に永代使用料を納付しなければならない。

第 1 1 条第 3 項中「墓地の清掃等に要する費用（以下「清掃手数料」という。）」を「清掃手数料」に改め、同項第 1 号中「の清掃手数料」を削り、同項第 3 号中「4 号墓地、」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「の清掃手数料」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 4 号墓地については、次の表の左欄に掲げる種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種別	清掃手数料
第 1 種	2, 0 0 0 円
第 2 種	4, 0 0 0 円
第 3 種	6, 0 0 0 円
第 4 種	8, 0 0 0 円

第 1 2 条中「申請人」を「使用者」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に墓地の使用許可を申請する者について適用し、同日前に墓地の使用許可を申請した者については、なお、従前の例による。